

など大きな財政支出が予想され、本町の財政状況では必ずしも良い結果は望めないと判断しております。また不透明な昨今の景気状況ではITを活用した小規模の企業や個人しか望めないものと思つております。

質問 軽油) 等の高騰について。

町長二月二十五日現任、町内給油所

群島内においても価格差がある。全国的に燃料価格が高騰しているのは、円安や原油高の影響です。あるのは、輸送コストだけではなく油槽所等の維持管理、販売量が少ない島はどうしても高くなっている。離島ガソリン流通コスト支援事業は、平成二十五年度も継続し、奄美群島では円で二十五円の値引きを予定している。

**質問** 町営住宅への入居条件はどのように。 **答弁** 町長＝町営住宅の入居条件については、

①現に住宅に困窮していることが明らかである者。

②現に同居し又は同居しようとする親族。ただし六十歳以上の者、障害者、生活保護受給者等については単身入居可能。

③町内に住所を有する者は町内に居住することを希望する者。

④申し込み世帯の収入が国で定める入居資格収入基準の範囲以内。

⑤町税を滞納していない者。

⑥申し込み又は同居者、若しくは同居しようとする者が暴力団でないこと。

◆一般会計補正予算（第七号）

○県支出金等1億6千399万円増額。

◆国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

○療養給付費交付金等664万円の増額。

◆奨学資金特別会計補正予算（第一号）

○繰入金等49万円の減額

◆下水道事業特別会計補正予算（第三号）

## 今議会で可決された議案

- |  |   |
|--|---|
| ◆ ②現に同居し又は同居しないとする親族。ただし六十歳以上の者、障害者、生活保護受給者等については単身入居可能。 | ◆ ③町内に住所を有する者又は町内に居住することを希望する者。               |
| ◆ ④申し込み世帯の収入が国で定める入居資格収入基準の範囲以内。                         | ◆ ⑤町税を滞納していない者。                               |
| ◆ ⑥申し込み又は同居者、若しくは同居しようとする者が暴力団でないこと。                     | ◆ ⑦○申込金等1億6千399万円増額。                          |
| ◆ ⑧一般会計補正予算（第七号）   | ◆ ⑨○県支出金等1億6千399万円増額。                         |
| ◆ ⑩国民健康保険特別会計補正予算（第一号）                                   | ◆ ⑪○繰入金等49万円の減額。                              |
| ◆ ⑫奨学資金特別会計補正予算（第一号）                                     | ◆ ⑬○農業集落排水事業特別会計補正予算（第三号）                     |
| ◆ ⑭下水道事業特別会計補正予算（第三号）                                    | ◆ ⑮○繰入金528万円減額。                               |
| ◆ ⑯○分担金及び負担金等450万円の減額。                                   | ◆ ⑰○合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第一号）                    |
| ◆ ⑱○国庫支出金・町債等454万円の減額。                                   | ◆ ⑲○水道事業会計補正予算（第四号）                           |
| ◆ ⑳議会議員手当をカット  | ◆ ㉑○予備費53万円増額。                                |
| ◆ ㉒○議会議員（期末手当20%カット）                                     | ◆ ㉓○職員の給与に関する条例の一部改正                          |
| ◆ ㉔○知名町立保育所設置条例の一部改正                                     | ◆ ㉕○議会議員報酬の特例に関する条例の一部改正。                     |
| ◆ ㉖○知名町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正                               | ◆ ㉗○町長等の給与の特例に関する条例及び議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正。 |
| ◆ ㉘○知名町下水道管理条例の一部改正                                      | ◆ ㉙○議会議員（期末手当20%カット）                          |
| ◆ ㉚○知名町立保育所設置条例の一部改正                                     | ◆ ㉛○議会議員（期末手当20%カット）                          |
| ◆ ㉜○知名町港湾管理条例の一部改正                                       | ◆ ㉝○議会議員（期末手当20%カット）                          |
| ◆ ㉞○知名町議会基本条例の一部改正                                       | ◆ ㉟○議会議員（期末手当20%カット）                          |